

(別紙3)

「食育の管理栄養士」について

「食育の管理栄養士」については、現在各校で食育を行っている栄養教諭等を想定したご意見と認識して回答いたします。

栄養教諭等の配置については「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」第八条の二で、児童又は生徒の数が550人以上の学校には1校に1人、549人以下の学校には4校に1人と定められており、その基準をもとに市内全体のバランス等も考慮して配置されています。これにより、令和6年度東淀川区内では、小学校9校及び中学校2校に栄養教諭等が配置されています。

栄養教諭等は配置されている学校のほか、担当している学校において、食に関する指導等を行なっています。